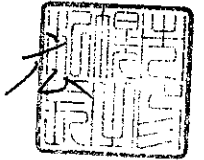


札幌市保健所及び保健センターの使用料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月19日

札幌市長

秋元克



札幌市規則第7号

札幌市保健所及び保健センターの使用料等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

札幌市保健所及び保健センターの使用料等に関する条例施行規則（昭和33年規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表1中「6,170円」を「8,100円」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。